

復興庁福島復興局市町村応援職員の採用について

(福島県双葉町勤務・健康福祉分野)

復興庁福島復興局では、国家公務員（非常勤職員）として双葉町役場健康福祉課（※）にて勤務し、情報の提供、助言その他必要な協力を行う、市町村応援職員を次のとおり募集します。

※双葉郡双葉町大字長塚字町西 7 3 番地 4

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/3932.htm>

1 業務内容

- (1) 原子力災害により県内外に避難している町民及び双葉町内に居住する町民への母子保健、高齢福祉や障害福祉を含む成人保健に関する相談・指導業務（関連の事務を含む）を行う町職員（保健師以外も含む）に対する、業務に必要な専門能力の強化等に関する伴走的な助言・指導。
また、これまでの経験に基づき業務の効率化を図るために必要な助言・指導。
- (2) 留意点
 - ①非常勤の国家公務員として採用され、国（復興庁福島復興局）の指揮命令を受けて上記（1）の復興庁の業務のために勤務していただきます。
 - ②本業務は、あくまで国家公務員としての業務となるため、本来的に各市町村の職員が行うべき業務は本業務の対象外となります。

2 募集人数

1 名

3 募集対象

- (1) 以下全ての条件に該当する者
 - ・保健師の資格取得者で、自治体や地域保健福祉施設等で母子、高齢者、障害者等の保健福祉に関する相談・支援や市民の健康づくりをサポートする業務、感染症対応などの健康危機管理業務に従事した経験等、専門的な立場から助言や判断を行える経験のある方。
 - ・基礎的なパソコン操作（Word・Excel・PowerPoint・Outlook・Teams 等の利用）ができる者
 - ・心身共に健康である者
 - ・復興行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意及び責任感を有する者
 - ・対人コミュニケーションにおいて、積極性を発揮し、円滑な利害調整を行うことができる能力を有する者
 - ・困難な課題を解決できる論理的思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者

(2) 以下いずれかに該当する方は応募ができません。

- ・ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定日、任期

採用予定日：令和9年2月1日（月）

任期：令和9年2月1日（月）～令和9年3月31日（水）

※採用予定日は、場合によっては前後する可能性があります。

※採用後、1か月間は条件付採用期間

※勤務実績等により任期を延長（再採用）する場合あり

5 給与

- (1) 採用時の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。
- (2) 給与は日額になり、当月の勤務実績に応じて、翌月（原則毎月16日）に支給されます。
- (3) 給与の目安は日額で9,320円～12,170円となる見込みです。
- (4) 給与日額以外に、代表的な手当として以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき支給されます。
 - ・ 扶養手当（子一人あたり月額13,000円等）
 - ・ 住居手当（月額最高28,000円）
 - ・ 通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高15万円）等）
 - ・ 単身赴任手当（基礎額3万円＋距離に応じた加算額）
 - ・ 超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
 - ・ 期末・勤勉手当（6月、12月の年2回支給）

6 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

7 加入保険

健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険に加入。

なお、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

8 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）。国（復興庁福島復興局）の指揮命令を受ける。

9 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。
- (2) 採用時の休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）等に基づき、年次休暇は付与されません。
- なお、勤務実績等により6月以上の任期を定めて任期を更新（再採用）、又は6月以上継続勤務し、全勤務日数の8割以上出勤した場合は、年10日の年次休暇が付与されます。また、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等の取得も可能です。
- ※ただし、病気休暇及び特別休暇（夏季のみ）の取得については、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員に限ります。

10 勤務地

双葉町役場健康福祉課：双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

11 住居

希望により宿舍貸与可能

12 応募方法

- (1) 提出書類
- ・履歴書（1通）
市販用紙可
応募前3か月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真貼付
日中確実に連絡が取れる連絡先明記
 - ・職務経歴書（1通）
履歴書に記載した職歴の内容を具体的に記入
様式自由、A4横書きで記入
資格免許等のコピーを添付
 - ・志望理由書（1通）
様式自由、A4横書き800文字程度で記入
これまでの経験を踏まえた志望理由、採用後の抱負等について、可能な限り具体的に記入
- (2) 提出方法
- ・郵送
〒960-8031
福島市栄町11-25 AXCビル7階
復興庁福島復興局 行政運営支援プロジェクトチーム 採用担当 宛
※封筒の表面に、赤色で「市町村応援職員（双葉町役場健康福祉課）応募書類在中」と記載してください。
 - ・メール
fukushima-ouenshokuin@fukko.go.jp
※件名を「市町村応援職員（双葉町役場健康福祉課）」としてください。

(3) 提出締切り

令和8年11月5日(木) 必着

※応募書類は、返却せず当方で責任をもって破棄させていただきますので、御了承ください。

13 選考方法

1次選考：書類選考

- ・ 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接試験）を行うこととなった方のみに、2次選考の日時・場所等を連絡します。
- ・ 提出締切日から1週間以内に当方より連絡がない場合には、1次選考の結果は不合格となりますので御了承ください。

2次選考：面接試験

- ・ 面接は、提出締切日から2週間以内に行います。
- ・ 面接の方法は、福島復興局に来ていただくかオンライン（Teams）のどちらかとなります。
- ・ 2次選考の結果は、面接日から1週間以内に面接者全員へメールで通知します。

※採用予定者には、学歴・職歴の証明書類を提出していただきますので、予め御承知お願いします。

14 問い合わせ先

復興庁福島復興局 行政運営支援プロジェクトチーム 酒井、安田、遠藤

電話：024-522-8513

メール：fukushima-ouenshokuin@fukko.go.jp

※電話番号は、お間違えの無いように御注意願います。